

都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業の財源として課税する目的税であるため、本市では一般会計の歳出において下記のとおり各事業に充当している。

(単位：千円)

	平成29年度 予算額	都市計画税 充当額	事業に対する 充当率
都市計画税（歳入）	513,751		
都市計画事業（歳出）	2,188,945	513,751	23.5%
8款 土木費	1,937,803	423,710	21.9%
2項 道路橋りょう費	9,052	3,245	35.8%
3目 道路新設改良費	9,052	3,245	35.8%
道路新設改良事業	7,052	2,528	35.8%
県道工事負担金負担事業	2,000	717	35.9%
4項 都市計画費	1,928,751	420,464	21.8%
2目 土地区画整理費	278,441	49,193	17.7%
平方第二地区土地区画整理事業補助費	147,400	14,735	10.0%
インター北土地区画整理事業特別会計繰出金	64,036	20,440	31.9%
駅北本郷土地区画整理事業特別会計繰出金	67,005	14,017	20.9%
6目 公共下水道費	1,650,310	371,271	22.5%
下水道事業特別会計繰出金	1,650,310	371,271	22.5%
11款 公債費	251,142	90,041	35.9%
1項 公債費	251,142	90,041	35.9%
1目 元金	234,869	84,206	35.9%
市債償還元金（都市計画事業分）	234,869	84,206	35.9%
2目 利子	16,273	5,834	35.9%
市債償還利子（都市計画事業分）	16,273	5,834	35.9%

※都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。
 ※千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。